

京都市廃自動車認定基準 (平成 14 年 3 月策定)

放置されている自動車（正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれている自動車）を廃自動車と認定する基準は、次の 1 及び 2 のいずれにも該当する場合とする。

1 放置されている自動車の所有者等の投棄の意思が推定されるものとして、次のうち一つ以上に該当する。

- ア ナンバープレートが外されている。
- イ 車台番号が消されている。
- ウ ナンバープレートはあるが所有者が不明である。
- エ その他廃棄を推定させる事由がある。

2 放置されている自動車の客観的状況からみて、次のうちの二つ以上に該当する。

- a エンジンの状況（無，破損，腐食）
- b トランスミッションの状況（無，破損，腐食）
- c ラジエーターの状況（無，破損，腐食）
- d タイヤの状況（無，破損）
- e ハンドルの状況（無，破損）
- f シートの状況（無，破損）
- g ガラスや車体回りの破損
- h 車内へのごみの投棄
- i 2 週間以上管理・使用の形跡なし
- j 山畑等への放置
- k 取引価格なし（有価性がない）

判 定

- 廃自動車と認定する。
- 廃自動車と認定できない。

※ ただし、1 及び 2 に該当するが、何らかの理由で調査等を継続する必要がある場合については、認定保留とすることがある。

廃自動車の認定保留

理由等